

令和2年4月22日

保護者各位

鹿児島南高等学校長

緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことにより休校等となる場合の定期券の払い戻しについて（お知らせ）

鹿児島市交通局から、本県が緊急事態宣言の対象地域となったことにより学校が休業となる場合の市電・市バス定期券の払い戻しに関して、下記の特別な計算方法により対応するとの連絡がありましたのでお知らせします。

記

- 1 申請期限 令和2年5月31日(日)

※期限日以前であれば、申請日にかかわらず、原則、学校が定めた休業開始日に遡って払戻額を算定する。

※ただし、休業開始日以降に使用した場合は、最終利用日の翌日分からの払い戻しとなる。
- 2 計算方法 払戻額は、次の額から払戻手数料530円を控除した額となる。

(1) 通用期間(定期券の有効期間)開始前であるときは全額

(2) 通用期間内であるときは、次の算式により算出された金額

計算式 $A \div B \times C$ (10円単位に四捨五入)

 - ・券面表示の運賃額 = A
 - ・通用期間(日数) = B
 - ・休業開始日を含む残通用期間(日数) = C
- 3 申請方法 以下のものを準備し、鹿児島市交通局各乗車券発売所窓口にて手続きしてください。

 - ①払戻対象の定期券(ラピカ)
 - ②窓口に来られる方の身分証もしくは印鑑
- 4 問合せ先 鹿児島市交通局 総合企画課営業係 TEL 099-257-2102

交通局内乗車券販売所 TEL 099-257-2101